

二	扶養義務者の氏名及び居住地
三	交付の年月日及び施設受給者証番号
四	施設利用者負担額
五	その他市町村が必要と認める事項
(施設受給者証の再交付)	
第二十六条	令第六条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
一	氏名、性別、居住地及び生年月日
(準用)	
第二十七条	第十五条の規定は、法第十五条の十二第十一項において準用する法第十五条の六第十一項の規定による支払に関する事務について準用する。
(知的障害程度区分の変更の申請)	
第二十八条	法第十五条の十三第一項の規定により知的障害程度区分(法第十五条の十一第三項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。
一	氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号

二 現に受けている施設支給決定に係る知的障害程度区分

三 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的な内容

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(施設受給者証の提出を求める場合の手続)

第二十九条 市町村は、法第十五条の十三第二項の規定により知的障害程度区分の変更を行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第十五条の十三第二項の規定により知的障害程度区分の変更の決定を行つた旨

二 施設受給者証を提出する必要がある旨

三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第三十条 市町村は、法第十五条の十四第一項の規定により施設支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第十五条の十四第一項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知

に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(知的障害者更生相談所の判定)

第三十一条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、知的障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所（法第九条第四項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）の判定を求めるものとする。

(指定居宅介護事業者に係る指定の申請)

第三十二条 法第十五条の十七第一項の規定により知的障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

- 十二 | 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項  
十二 | その他指定に関し必要と認める事項

(指定デイサービス事業者に係る指定の申請)

第三十三条 法第十五条の十七第一項の規定により知的障害者デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 | 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

- 二 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

- 三 | 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 | 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

- 五 | 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要

- 六 | 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

- 七 | 運営規程

- 八 | 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

- 九 | 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

- 十 | 当該申請に係る事業に係る資産の状況

- 十一 | 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項  
十二 | その他指定に関し必要と認める事項

(指定短期入所事業者に係る指定の申請)

第三十四条 法第十五条の十七第一項の規定により知的障害者短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の種別（知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）（平成十四年厚生労働省令第二〇号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第六十五条第二項に規定する併設事業所（以下この条において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）
- 六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合には、指定居宅支援等基準第六十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要
- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第六十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員
- 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第七十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定知的障害者地域生活援助事業者に係る指定の申請)

第三十五条 法第十五条の十七第一項の規定により知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- |               |                                     |                      |                               |                        |           |                     |        |                           |                               |                      |  |  |
|---------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------|-----------|---------------------|--------|---------------------------|-------------------------------|----------------------|--|--|
| 一 事業所の名称及び所在地 | 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 | 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 | 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 | 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 | 六 利用者の推定数 | 七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 | 八 運営規程 | 九 利用者からの苦情を解決するため講ずる措置の概要 | 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況 | 十二 指定居宅支援等基準第九十五条において準用する同令第七十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 十三 指定居宅支援等基準第九十三条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要 |
|---------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------|-----------|---------------------|--------|---------------------------|-------------------------------|----------------------|--|--|

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項  
十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定居宅支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十六条 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う知的障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 知的障害者居宅介護 第三十五条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 知的障害者デイサービス 第三十六条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

三 知的障害者短期入所 第三十七条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、指定居宅支援等基準第六十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）

四 知的障害者地域生活援助 第三十八条第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

前項の届出であつて、同項第二号、第三号及び第四号に掲げる知的障害者居宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該知的障害者居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(指定知的障害者更生施設等に係る指定の申請)

**第三十七条** 法第十五条の二十四第一項の規定により指定知的障害者更生施設等(法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施設の名称及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要
- 六 施設の管理者の氏名及び住所
- 七 運営規程
- 八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項
- 十 その他指定に閑し必要と認める事項

(指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)

**第三十八条** 指定知的障害者更生施設等の設置者は、前条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項（第四号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害者更生施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(職親)

**第三十九条** 法第十六条第一項第三号に規定する職親になることを希望する者は、居住地の市町村長にその旨を申し出なければならない。

(法第十七条に規定する厚生労働省令で定める場合)

**第四十条** 法第十七条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする。

(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

**第四十一条** 法第十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

2 (略)

**第四十二条** 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一一四 (略)

**第六条** 法第十六条第一項第三号に規定する職親になることを希望する者は、居住地の援護の実施者にその旨を申し出なければならない。

(法第十七条の二に規定する厚生労働省令で定める場合)

**第七条** 法第十七条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（市の区域及び福祉事務所を設置する町村の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか又は明らかなときは、現在地）を移した場合とする。

(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

**第八条** 法第十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

2 (略)

**第九条** 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一一四 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第四十三条 法第十五条の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

2 法第十五条の二十八第二項において準用する法第十五条の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。

3 法第二十一条の二第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。

(権限の委任)

第四十四条 法第三十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十四条第四号に規定する権限
- 二 法第三十条の二第一項に規定する権限

(大都市の特例)

第四十六条 令第十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が知的障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十八条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第十条

1 法第二十一条の二第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(権限の委任)

第十一条 法第三十条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十二条第四号に規定する権限
- 二 法第三十条の二第一項に規定する権限

(町村の一部事務組合等)

第四十五条 (略)

第十二条 (略)

(中核市の特例)

第四十七条 令第十四条第二項の規定により、地方自治法第一百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が知的障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項及び第三項、第三十七条並びに第三十八条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。

別表第一号（第四十三条関係） （略）

別表第二号（第四十三条関係） （略）

別表第三号（第四十三条関係） （略）

附則（経過措置）

第〇条 この省令の施行日前において改正法附則第二十七条第一号の規定に基づき行われる居宅支給決定（改正法第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十五条の六第三項に規定する居宅支給決定をいう。）に係る新法第十五条の六第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、第二条（注：知的障害者福祉法施行規則の改正）の規定による改正後の知的障害者施行規則第十一条第一項及び第三項の規定にかかわらず、十八月間とする。

第〇条 社会福祉事業法等改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日において心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（以下この条において「福祉施設」という。）に入所している社会福

別記様式（第十条関係）

祉事業法等改正法第七条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「福祉施設旧措置入所者」という。）については、同日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き福祉施設に入所している間（やむを得ない理由により、当該福祉施設に継続して一以上の指定知的障害者更生施設等（新法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下この条において同じ。）に入所した福祉施設旧措置入所者にあっては、当該一以上の指定知的障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。以下同じ。）は、当該福祉施設旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該福祉施設旧措置入所者を施設支給決定知的障害者（新法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）は、当該福祉施設旧措置入所者が当該福祉施設（当該一以上の指定知的障害者更生施設等に入所した福祉施設旧措置入所者にあっては、当該一以上の指定知的障害者更生施設等）から指定施設支援（新法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）を受けたときは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該福祉施設旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用（新法第五条の十一第一項に規定する通勤寮支援日常生活費（次項において「通勤寮支援日常生活費」という。）を除く。）について、新法第十五条の十一第一項に規定する施設訓練等支援費を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定知的障害者となつたときは、この限りでない。

2 旧法第十六条第一項の規定に基づき都道府県が同項第二号の措置をとつた旧措置入所者（社会福祉事業法等改正法附則第十八条第一項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。）又は福祉施設旧措置入所者については、社会福祉事業法等改正法附則第一条第二号に掲げる規

定の施行の日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定知的障害者更生施設等（社会福祉事業法等改正法附則第十八条第一項に規定する特定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に入所する間（当該特定知的障害者更生施設等に係る新法第十五条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定知的障害者更生施設等に継続して一以上の他の指定知的障害者更生施設等に入所した旧措置入所者にあっては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。）又は同日以後引き続き福祉施設に入所している間は、当該入所者を市町村が施設支給決定（新法第十五条の十二第三項に規定する施設支給決定をいう。）を行つた施設支給決定知的障害者とみなして、当該入所者が当該特定知的障害者更生施設等（当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等に入所した旧措置入所者にあっては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等）又は当該福祉施設（当該一以上の指定知的障害者更生施設等に入所した福祉施設旧措置入所者にあっては、当該一以上の指定知的障害者更生施設等）から指定施設支援を受けたときは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該入所者に對し、当該指定施設支援に要した費用（通勤寮支援日常生活費を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。ただし、当該入所者が施設支給決定知的障害者となつたときは、この限りでない。

3 改正法附則第十八条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による施設訓練等支援費の額及び施設支給決定知的障害者である福祉施設旧措置入所者について準用する。